

京都市告示第 539 号

土壤汚染対策法第5条第4項の規定に基づき、平成20年12月18日付け京都市告示第395号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区横大路下三栖東ノ口75番地先の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第18条第1項の基準に適合していなかった

特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

(環境局環境企画部環境指導課)